

## 派遣法改正に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日施行の「労働者派遣改正法」により、派遣元事業者（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

マージン率は以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

派遣労働者の数	48名
派遣先の数	36社
派遣料金の平均額	13,632円
派遣労働者の賃金の平均額	9,028円
マージン率	33.7% ※マージンには会社が負担する健康保険・厚生年金・雇用保険の費用となる社会保険料。賞与、営業担当者の人件費や営業活動諸経費用・オフィス賃借料・教育研修費等が含まれています。
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2021年4月1日～2022年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	すべての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口	「当事業所 025-278-3497」
教育訓練に関する事項	安全衛生に関する研修、および社外教育の実施